

1	事業所の名称等
	(1) 名称 松戸市立 古ヶ崎保育所 (2) 所在地 松戸市 古ヶ崎 4-3617
2	施設の目的及び運営の方針
	当保育所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。 ●保育の提供にあつては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ●保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ●地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の属する家庭や地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めます。
3	提供する保育の内容
	保育方針 ◎保育に関わる専門職同士が協力したり、それぞれの専門性を発揮しながら、養護と教育が一体となった保育の展開を図り、保育内容の質を高め、充実させていく ◎発達の筋道を理解し、保護者と共に子ども一人ひとりの姿に応じた援助をしていく。 ◎地域における子育て支援のために保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。 保育目標 ○健康な子(身体のことを知り健康に過ごせる子)○意欲のある子(いろいろなことを考えて興味関心を持ち遊んでみようとする子)○思いやりのある子(自分の事、自分の周りにいる人や物を大切にできる子) 【保育内容】 様々なニーズを持つ子どもたちが共に育ちあう保育をすすめます。 【給食】 幼児保育課に配属されている栄養士が、子どもの栄養とカロリーを計算し献立を作成し、当保育所で調理員による調理を行います。(土曜日は離乳食以外弁当持参) 【行事】 四季折々の季節や文化、成長を祝う取り組みなどを行います。
4	職員について
	所長 副所長 主任 看護師 保育士 保育従事職員 調理員 作業員
5	保育の提供について
	開所:月曜日～土曜日 ☆保育標準時間認定のお子さん - 7:30～18:30までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間 開所時間 7:00～19:00 ☆保育短時間認定のお子さん - 8:00～17:00までの範囲の8時間 (※土曜日は7:00から18:00)※上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は延長保育を提供します。 閉所:年末・年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日。その他市長が必要と認めた場合、臨時休所とします。
6	保護者から受領する費用の種類
	松戸市の規則により定められた保育料、及び延長保育料 ※日本スポーツ振興センター負担金
7	利用定員
	3号認定子ども 0歳児 6名 1・2歳児 25名 2号認定子ども 3・4・5歳児 59名 計 90名
8	保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
	松戸市役所保育課の利用調整を経て入所が決定されます。以下の場合には保育を終了するものとします。 ○お子さんが小学校に就学したとき ○保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき ○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
9	緊急時等における対応方法
	お子さん体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又はお子さんの主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
10	非常災害対策
	消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施しています。
11	虐待の防止のための措置に関する事項
	お子さんの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
12	守秘義務
	職務上知りえた事柄について漏洩がないよう必要な措置を講じます。
13	個人情報情報の保護
	職務上知りえた事柄について漏洩や紛失がないよう必要な措置を講じます。